

飯山市国土強靱化地域計画

令和3年3月

飯山市

【目 次】

第1章 国土強靱化計画の基本的な考え方	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
(1) 飯山市国土強靱化地域計画と各計画との整合	3
(2) 飯山市国土強靱化地域計画の計画期間	4
3 本計画の検討フロー	4
第2章 飯山市の地勢と災害記録	5
1 自然的条件	5
(1) 市域	5
(2) 地勢	6
(3) 地質	6
(4) 気候	6
2 災害の要因	7
(1) 風水害	7
(2) 地震	7
(3) 雪害	7
3 過去の災害	8
(1) 風水害	8
(2) 地震	9
(3) 雪害	11
(4) 土砂災害	12
第3章 飯山市における国土強靱化の基本目標	13
1 基本目標	13
2 計画の対象とする災害	14
第4章 飯山市における脆弱性評価	15
1 本市の国土強靱化に向けた取組み	15
(1) 飯山市第5次総合計画後期基本計画における取組み	15
(2) 飯山市地域防災計画	16
(3) 飯山市国土強靱化地域計画を指針とする分野計画	16
2 脆弱性評価の考え方	17
(1) 想定するリスクの設定	17
(2) 「基本目標」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	17
第5章 飯山市における国土強靱化の推進方針	20
1 人命の保護	20
2 迅速な救助、救急活動等	30
3 行政機能、情報通信機能の確保	36
4 ライフラインの確保、早期復旧	42
5 流通・経済活動の維持	45
6 二次的な被害の防止	50
7 元の生活へ	56
第6章 計画の推進	60
1 本計画の進捗管理	60
2 他の計画等の見直し	60

第1章

国土強靱化計画の基本的な考え方

第1章 国土強靱化計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行しました。

（目的）

第1条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 （略）明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

同法に基づき、国は翌平成26年6月に国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、平成30年12月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、その歩みの加速化・深化を図ることを目的に、基本計画の見直しを図りました。

国土強靱化基本計画（平成26年6月）

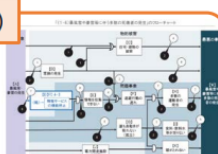
国土強靱化基本計画とは、

- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の重点化／ハード・ソフト両面で効果的に推進／「自助・共助・公助」の適切な組み合わせ／民間資金の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけではなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

1. 脆弱性評価の結果（平成30年8月）

- 平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題（脆弱性）を評価
- フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化



（フローチャート分析）

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

重要インフラの緊急点検（平成30年11月）

- 重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

2. 国土強靱化基本計画の見直し（平成30年12月）

①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
- ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
- ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散

などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
- ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実

などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え
追加例：【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】
【上水道の長期間供給停止】

- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

長野県（以下、県とする。）においても、市町村や関係機関の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、「多くの災害から学び、生命、財産、暮らしを守りぬく」ことを総合目標とした第1期長野県強靱化計画（計画期間：平成28年度～平成29年度）を平成28年3月に策定しました。

第1期計画期間において発生した、平成28年の熊本地震や台風10号、平成29年7月の九州北部豪雨等、大規模災害における課題や教訓とするべき事項を整理し、同様の事象が発生した場合に適切に対応することを目的に、平成30年3月に「多くの災害から学び、いのちを守る県づくり」を総合目標とした第2期長野県強靱化計画（計画期間：平成30年度から平成34年度（令和4年度））を策定しました。

【策定趣旨】

強靱化とは、災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること。過去の災害からの教訓を踏まえ、最悪の事態を想定する視点から強靱化に向けた施策を効果的に推進するため、長野県強靱化計画を策定

【計画の性格】

大規模自然災害に対する県土の脆弱性を認識し、その克服のため事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画

【計画の目的】

行政のみならず、企業、個人も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備え」、すなわち強靱化への意識が必要。本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、県民が一体となって「オール信州」で強靱化に取り組み、県民の生命・財産・暮らしを守ることを目的

本市では、平成25年3月に、『自然と共生する豊かな暮らし ^{わざ えにし}「技と縁のまち 飯山」』を将来都市像とする飯山市第5次総合計画を策定し、厳しくもかけがえのない自然環境を守りながら、飯山市の気候、地形、特性等を踏まえ、人と自然とが調和した快適で持続可能な豊かな暮らしを創出するまちづくりを進めています。

特に、平成30年度から始まった後期基本計画における防災面の取り組みでは、東日本大震災に代表される大規模災害が防災対策の重要性を再認識させ、市民の防災意識等、日ごろからの心がけや準備が被害の低減につながることを示していることから、山林、河川、市街地など多様な自然環境が共存する本市では、それぞれの特性を踏まえた日常からの大規模災害への備え、危険低減への取り組み、防災に対する市民意識の高揚、防災組織づくりなどの体制をしっかりと整えておく必要があるとの認識に至り、

- 大規模災害への備えの強化
- 防災・減災の取り組み促進による市民の生命・財産の保護
- 防災に対する市民意識の高揚と組織づくりによる災害への備えの強化
- 危険な空き家の解消と安心安全な地域づくり

を課題として、取り組みを進めています。

こうした中、東日本大震災以降も本市を襲う台風や局地的豪雨などによる被害が発生していることから、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「飯山市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。

(国土強靱化地域計画)

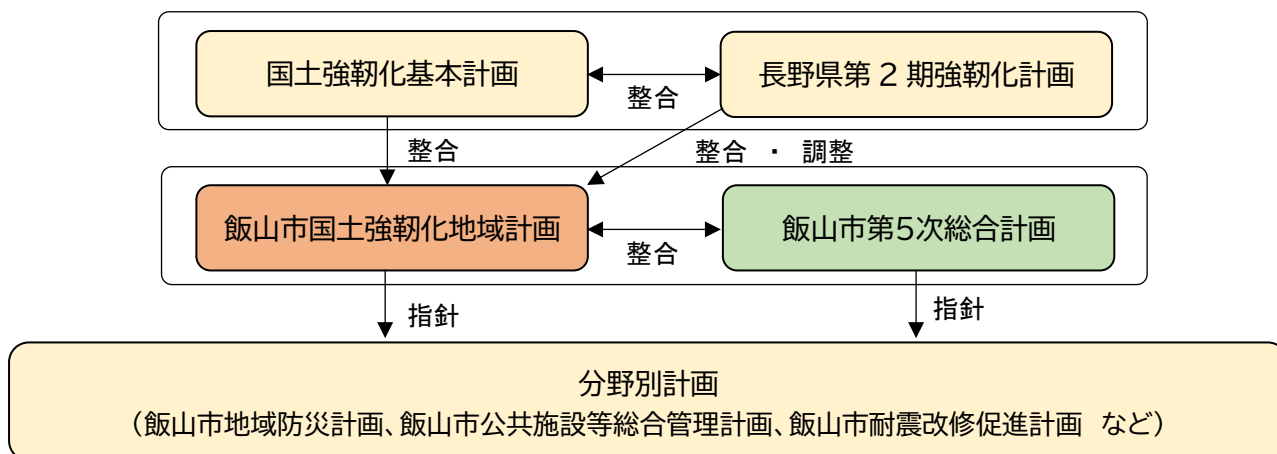
第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

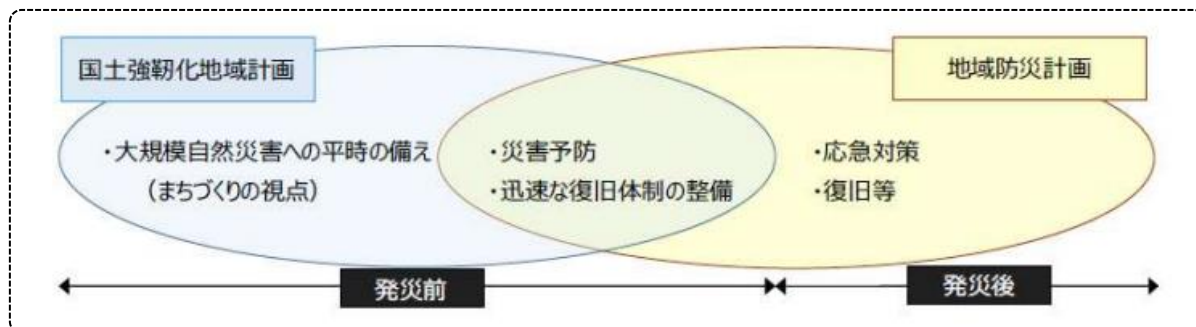
(1) 飯山市国土強靱化地域計画と各計画との整合

国の基本計画や第2期長野県強靱化計画との整合性を図りつつ、飯山市第5次総合計画の防災関連の取組みや、飯山市地域防災計画での取組みを計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけるとともに、地域における国土強靱化に係る計画等の指針（「アンブレラ計画」）としての性格を有するものとし、今後策定する各種計画等については、国土強靱化の観点から必要な見直しを行うものとしします。



なお、本市の地域防災計画は、風水害や地震などに対応した防災に関する業務等を定めており、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して「飯山市国土強靱化地域計画」は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めるものとしします。



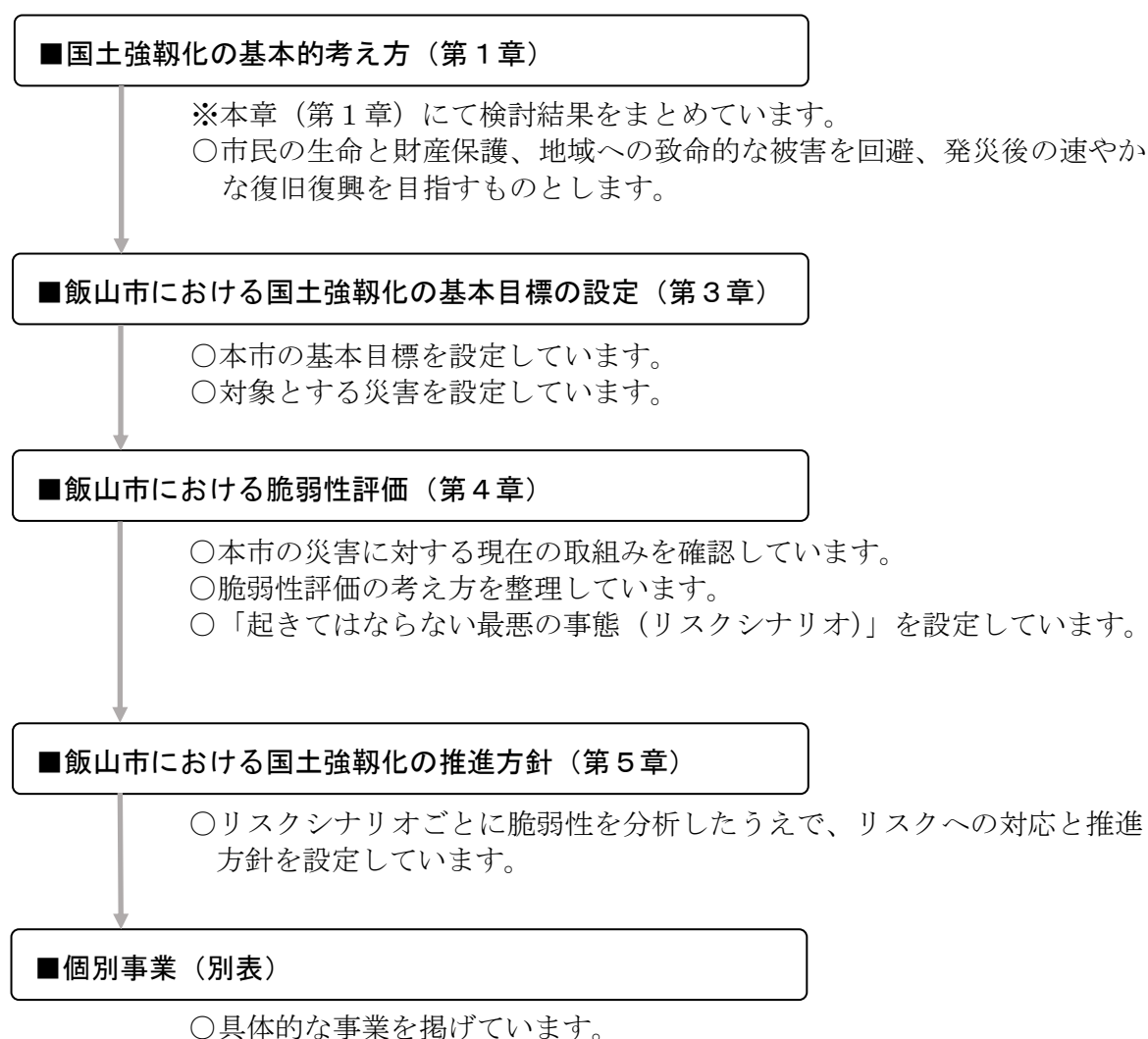
(2) 飯山市国土強靱化地域計画の計画期間

飯山市国土強靱化地域計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

なお、本計画は国の基本計画、長野県第2期計画、第5次総合計画等の各種計画との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 本計画の検討フロー

本計画は、令和2年6月に内閣官房国土強靱化推進室が作成・公表した、国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）基本編、策定・改訂編、及び資料編を踏まえ、検討・策定しています。検討フローは以下のとおりです。



第2章

飯山市の地勢と災害記録

第2章 飯山市の地勢と災害記録

1 自然的条件

(1) 市域

本市は、長野県の最北端に位置し、東は栄村、野沢温泉村及び木島平村、南は中野市、西及び北は新潟県に接する東西約 23.1 km、南北約 25.2 kmで周囲約 96.0km、総面積約 202.43 km²の広ぼうを有しています。

本市（市役所）の経緯度からみた位置は、

○東経 138° 22′

○北緯 36° 51′

○標高 315m

となっています。



(2) 地勢

本市は、西側を斑尾山と鍋倉山を連ねる関田山脈に、東側を三国山脈の支脈により囲まれ、大半は急峻な山地からなり、市域を南西から北東に貫流する千曲川に向かって傾斜しています。これら山間地から流れ出た中小河川により扇状地が形成されており、中央の平坦地は千曲川の氾濫により造成された沖積地帯です。

傾斜区分別に見ると、傾斜度 $0^{\circ} \sim 15^{\circ}$ の地域が約44%を占め、 $15^{\circ} \sim 30^{\circ}$ が約49%、 30° 以上が約7%となっています。

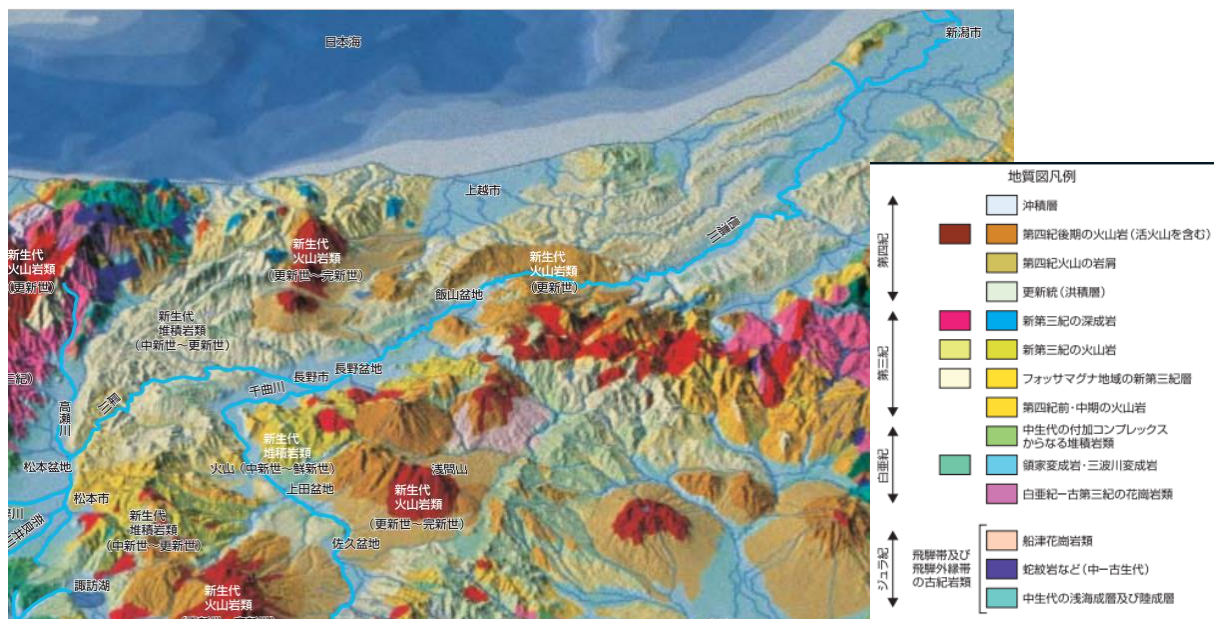
また、市域の約33%が標高400m以下であり、県内で最も標高の低い地域です。

(3) 地質

市の西側を連ねる関田山脈全体は、第三紀層により形成されており、斑尾山、黒岩山周辺と仏ヶ峰以北については第四紀層の噴出源、活動時期を異にする多くの溶岩、凝灰角礫岩、火山岩層、火山灰などからなる安山岩類（大半が複輝石安山岩質岩石）で覆われています。

また、東側の山地についても、第四紀火山の噴出した安山岩類に覆われています。

中央の平坦地及び千曲川の沿岸は、長峰丘陵を除き新世の砂礫や粘土層が堆積した沖積層に属し、これら沖積地帯と第三紀層地帯の間、長峰丘陵及び山脈内の台地は、火山層と第三紀層の崩壊物が混ざり堆積した洪積層地帯となっています。



(出典：国土交通省 北陸地方整備局「千曲川・犀川の地形と地質」)

<https://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/shiru/public/chishitu.pdf>

(4) 気候

本市の気候は、降雪量の多い裏日本型気候を示し、春から秋にかけては昼夜の気温差が大きいことから内陸盆地型気候になるという特色をもっています。

年間平均気温は 11°C 前後ですが、年間最高最低の気温差は 50°C 前後と大きな差があります。また、降水量はおおむね年間1,300～1,400mm前後であり、月別に見ると豪雪地帯であるため1月、2月及び12月が多く梅雨期及び台風期を上回っています。

また、降雪期間の平均(平成13年～17年)は110日間、根雪期間の平均は106日間、最深積雪の平均は164cmとなっていますが、地域差が大きく北部山間地では400cmに達することもあります。

2 災害の要因

(1) 風水害

梅雨期や秋雨期には、前線が本州付近に停滞し、台風や低気圧の通過により、南方の湿った空気を運び込んで、大雨を降らせることがあり、市内の各河川の氾濫、がけ崩れ等の災害の発生がみられます。

また、長野県の位置と地形のもつ条件から、従来より台風の接近、通過により各所に風水害を発生させており、中小河川の氾濫、千曲川の増水及びがけ崩れ等の要因となっています。

さらに、台風による暴風及び春先の季節風により局地的に突風が発生し、農産物に被害が発生することがあります。

(2) 地震

本市域は、信濃川断層帯に含まれ善光寺地震、長沼地震、松代群発地震にみられるように地震の発生しやすい地域となっています。大地震の発生により、大きな地殻変動を伴い震源が浅いところにある場合は、断層や土地の隆起、沈降が現われます。

また、山崩れ、がけ崩れを起こし、ときには山津波になり河川をせき止め、過去においてはそれが原因となって洪水も発生しています。

特に弘化4年（1847年）3月24日（※現在の5月8日）亥の刻（※現在の22:00）、長野市浅川清水付近で発生した地震は、マグニチュード7.4、震度7と推定され、長野市及び本市など北信地域を中心に東信、中信地域まで被害地域が広がりました。

本市域（※旧飯山領33カ村、幕府領25カ村）の被害は、死者795人、倒壊・焼失家屋数1,859軒にのぼり、暗闇での家屋倒壊による圧死や、家屋倒壊後に発生した火災による焼死など悲惨な様子が今に伝わっています。

(3) 雪害

本市は、全国でも有数の豪雪地帯であり、毎年雪による様々な被害を被っていますが、本市の地域特性として、豪雪、雪崩、春先の融雪等による災害発生が起こっています。

特に除雪作業中の事故の発生が多い状況です。

3 過去の災害

(1) 風水害

千曲川流域の洪水の歴史は、文献から仁和4年(888年)に最も古い記録があります。歴史上特記すべき洪水として、寛保2年(1742年)の洪水が「戊(いぬ)の満水」と呼ばれ、千曲川史上最大の洪水として知られています。

千曲川流域は地盤の隆起などにより形成された狭窄部(中野市、飯山市)によって昔から多大な被害が発生しています。

近年の、本市の主な水害は以下の通りです。

〔令和元年東日本台風(台風第19号)災害〕

■災害の概要

令和元年10月12日に日本列島に上陸した台風第19号は、東日本から東北地方を中心に広い範囲で観測史上最大となる大雨を降らせ、各地に甚大な被害をもたらしました。

千曲川の水位は、立ヶ花水位観測所で12.46m、飯山水位観測所で11.10mに達し、それぞれ過去最高となる水位を記録しました。

こうした状況の中、千曲川沿いの一部地域でも氾濫被害が発生し、また、千曲川の支川である皿川(一級河川)が氾濫し、飯山市街地が浸水したことにより、市役所も被災するという大きな災害となりました。

■被災状況

○人的被害の状況

- ・死者(災害関連死) 1名
- ・重症 1名
- ・軽症 4名 計6名

○家屋浸水被害(R2年9/30現在)

- ・大規模半壊 38
- ・半壊 152
- ・一部破損(準半壊) 25
- ・一部損壊(10%未満) 418 計633

○事業所浸水被害 173件(店舗併用住宅含む。)



浸水被害状況

〔令和2年7月15日豪雨関連災害〕

■被災状況

○人的被害の状況 なし。

○家屋浸水被害(住宅)

- ・床上 1
- ・床下 9 計10

〔その他の主な大規模水害〕

発生年月日	発生場所	災害状況と規模
H18. 7. 19 ～ 7. 26	市内全域	梅雨前線による集中豪雨による千曲川の増水。飯山水位観測所 9.75m、大倉崎 12.24m（観測史上 2 番目）常盤、木島地区でパイピング現象による漏水箇所多数。 床上浸水 3 戸、床下浸水 10 戸、非住家 14 戸。避難勧告 4 区 32 世帯。（「平成 18 年 7 月豪雨」気象庁命名）
S 58. 9. 29	常盤、飯山、 瑞穂、太田、 岡山	台風 10 号による災害 戸狩及び柏尾で千曲川堤防決壊 10.09m。家屋の被害 流失 1 戸 床上浸水 567 戸 床下浸水 135 戸 農地浸水 895ha 被害総額 551,000 万円 災害救助法適用（激甚災害）〔自衛隊来飯〕
S 57. 9. 13	木島、常盤、太田、岡山、飯山	台風 18 号による災害 樽川で堤防 3 か所決壊 9.60m。家屋の被害 床上浸水 705 戸 床下浸水 95 戸 農地浸水 587ha 被害総額 715,245 万円 災害救助法適用〔自衛隊要請〕

〔昭和 57 年 9 月洪水〕



飯山市木島地区の浸水被害状況
(出典：WEB/信濃川水系)



樽川の破堤状況
(出典：千曲川の洪水 千曲川河川事務所)

(2) 地震

①長野県地震

長野県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い場所で発生する地震と、相模、駿河、南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震に分けられます。

陸域の地震はこれまでに、浅い場所で被害地震が比較的多く発生してきました。

近年では、「昭和 59 年（1984 年）長野県西部地震」（M6.8）は、御嶽山の南側で発生し、死者・行方不明者 29 名、建物全壊 13 棟などの被害が生じました。ほとんどの被害は、地震に伴って発生した大規模な斜面崩壊とそれに続く土石流によるものです。震源域には、活断層は知られておらず、またこの地震に伴って地表に断層運動によるずれは現れませんでした。地震や地殻変動の観測から、地下にある東北東-西南西方向の断層（長さ十数 km）が約 1m の右横ずれを起こすことで地震が発生したと考えられています。

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」の翌日の 3 月 12 日未明に発生した長野県北部の地震（M6.7）では、避難中や仮設住宅の除雪中の事故などによる死者 3 名や、負傷者 12 名、住家全壊 34 棟などの被害が生じました。

平成 26 年（2014 年）11 月 22 日の長野県北部の地震（M6.7）では、長野県内で最大震度

6 弱を観測し、建物全壊 77 棟などの被害が生じました（平成 27 年 1 月 5 日現在、消防庁調べ）。

②長野県に被害が及んだ県外の地震

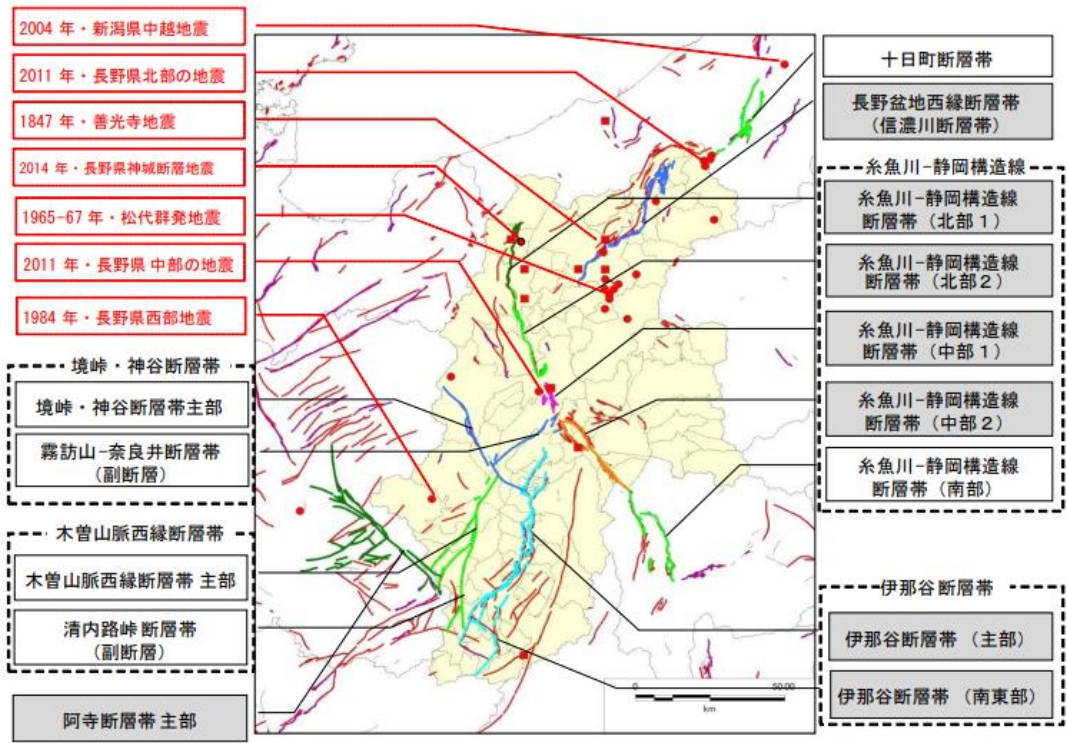
1891 年の濃尾地震（M8.0）、1964 年の「新潟地震」（M7.5）などのように周辺の地域で発生した地震によっても被害を受けることがあります。また、南海トラフ沿いの巨大地震で、地震の揺れによる被害を受けています。

1854 年の安政東海地震（M8.4）の際に、松本では死者 5 名、家屋倒壊、焼失など、また当時の松代藩でも死者 5 名や家屋倒壊などの被害が生じました。1944 年の東南海地震（M7.9）では、県内で家屋全壊などの被害が生じ、1946 年の南海地震（M8.0）の際にも家屋への被害が生じました。さらに、相模トラフ沿いの巨大地震である 1923 年の関東地震（M7.9）でも、家屋全壊などの被害が生じました。

③長野県の活断層

長野県の主要な活断層は、県内をほぼ南北に縦断するように糸魚川-静岡構造線断層帯が延びており、諏訪湖付近では伊那谷断層帯が並走しています。諏訪湖付近から南西方向には、境峠・神谷断層帯とその延長上に木曾山脈西縁断層帯が、県北東部には十日町断層帯、長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）があります。

〔長野県の活断層の分布と被害地震の分布〕



■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層（中田・今泉、2002）
●	1940 年代以降、長野県内で震度 5 以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層（活断層研究会、1991）	■	長野県（2002）の対象地震（活断層帯）

（出典：長野県「長野県地震被害想定調査報告書」（H27. 年 3 月））

④飯山市の地震災害

近年の、本市の主な地震災害は以下の通りですが、比較的短い周期で発生しています。

発生年月日	発生場所	災害状況と規模
H23. 3. 12	市内北部	長野県北部地震による被害。飯山市震度 4 住家全壊 1 棟、一部損壊 14 棟
H19. 7. 16	市内全域	中越沖地震による被害。飯山市震度 5 強 重傷 2 名、軽傷 17 名、住家一部損壊 71 棟、 非住家一部損壊 27 棟
H16. 10. 23	市内北西部	中越地震による被害。飯山市震度 4 (4. 1) 岡山地区停電 291 戸、市道・農業施設等に被害

(出典：飯山市 地域防災計画 第 7 編 資料 19 その他の資料)

(3) 雪害

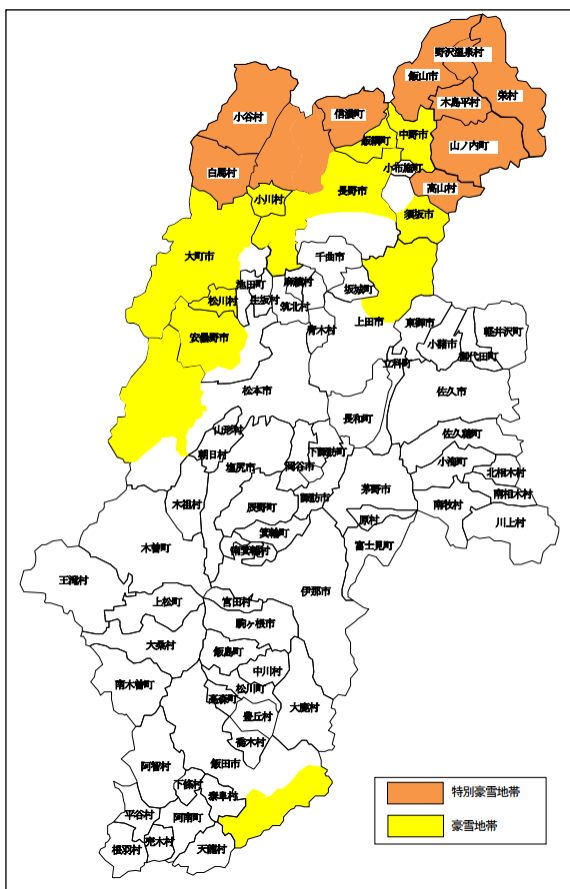
本市は、豪雪地帯のうち、累年平均積雪積算値（※毎日の積雪の深さを一冬合計した値の平均（統計年数 20 年以上））が 15,000cm・日以上であるなど、積雪量が特に多く、積雪により長期間、自動車交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域として、特別豪雪地帯に指定されています。

近年の、本市の主な豪雪は以下の通りです。

発生年月日	発生場所	災害状況と規模
H24. 1～3	市内全域	アメダス飯山観測所 242m(2 月 3 日) 死者 3 名、重軽傷 18 名 2 月 2 日 AM9 時 豪雪対策本部設置(3 月 19 日まで) 2 月 3 日 災害救助法適用 (2 月 29 日まで)
H17. 12. 10～ H18. 2. 28	市内全域	12 月 27 日 AM 1 時豪雪災害対策本部設置 1 月 6 日～11 日 自衛隊災害派遣 1 月 7 日災害救助法適用 (延長 1 回 26 日まで) 飯山 2 月 5 日 256 cm、岡山 2 月 5 日 483 cm 死亡 3 名、負傷者 33 名、住宅全壊 3 一部損壊 21 棟 ※「平成 18 年豪雪」気象庁命名
S59. 1～3	市内全域	飯山地域気象観測所積雪量 257cm (観測史上第 2 位) 消雪日 4 月 26 日 (観測史上最も遅い) 災害救助法適用 ※俗称「59 豪雪」

(出典：飯山市 地域防災計画 第 7 編 資料 19 その他の資料)

〔長野県内豪雪地帯指定図〕



出典：長野県「第七次長野県総合雪対策計画
平成 30 年 3 月、p.5

(4) 土砂災害

平成 28 年 9 月 8 時点での、県の土砂災害警戒区域等の指定状況では、本市の土石流の警戒区域は 139 箇所、特別警戒区域は 114 箇所となっています。また、地滑りの警戒区域は 38 箇所、急傾斜地の崩壊は、警戒区域が 66 箇所、特別警戒区域が 63 箇所となっています。

近年の、本市の主な土砂災害は以下の通りです。

発生年月日	発生場所	災害状況と規模
R2. 7. 16	木島吉区	令和 2 年 7 月豪雨等によるがけ崩れ発生。地すべり防止区域（吉区） 崩落箇所 21 か所 ほか
H29. 5. 19 ～ H29. 11. 20	岡山地区桑名 川区	井出川上流山腹崩落災害による被害。 5 月 19 日、住民からの通報により井出川上流に大規模な土砂崩落を確認（崩落規模 幅約 150m、長さ約 500m） 5 月 20 日に災害対策本部設置及び避難勧告発令（対象世帯 10 世帯 26 人）。 5 月 22 日には土石流が発生し、避難勧告から避難指示（緊急）に切替。
H14. 10. 31	柳原堰口	台風第 21 号による豪雨により地すべり発生。 住家 1 棟倒壊。

(出典：飯山市 地域防災計画 第7編 資料19 その他の資料 ほか)

第3章

飯山市における国土強靱化の基本目標

第3章 飯山市における国土強靱化の基本目標

1 基本目標

国の基本計画においては、4つの基本目標が位置づけられており、県計画においては7つの基本目標が設定されています。

本市の強靱化を進めるに当たっては、県計画に位置づけた国土強靱化の推進における7つの基本目標を踏まえて定め、関連施策を推進するものとします。

【国基本計画：4つの基本目標】

- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

【県計画：7つの基本目標】

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動が停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

【市計画：7つの基本目標】

- 1 人命の保護
- 2 迅速な救助、救急活動等
- 3 行政機能、情報通信機能の確保
- 4 ライフラインの確保、早期復旧
- 5 流通・経済活動の維持
- 6 二次的な被害の防止
- 7 元の生活へ

2 計画の対象とする災害

国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定しています。

本計画の対象とする災害は、県計画と同様に大規模自然災害を対象とし、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害を、

○地震災害

○風水害

○雪害

○土砂災害

とします。

第4章

飯山市における脆弱性評価

第4章 飯山市における脆弱性評価

1 本市の国土強靱化に向けた取組み

(1) 飯山市第5次総合計画後期基本計画における取組み

「飯山市第5次総合計画後期基本計画」に基づき計画的な行政運営を推進していますが、その中で、地域防災や国土強靱化に関連した取組み（施策）を以下の通り設定しています。

〔「飯山市第5次総合計画後期基本計画」における地域防災や国土強靱化対応施策〕

■ 克雪対策関係（第1章－3．克雪・利雪・自然エネルギー）

○ 克雪対策の維持・確保

- ・生活道路の安定した除排雪及び消融雪施設の維持
- ・除雪オペレーターの育成
- ・市民と協働で行うきめ細かな除排雪
- ・スクラム除雪の継続
- ・高齢者等玄関先除雪支援

■ 情報基盤強化関係（第1章－5．情報化と情報発信）

○ 情報基盤の充実

- ・放送・情報通信技術の高度化への対応等時代の変化に即したCATVサービスの導入検討と提供

○ 情報発信力の強化

- ・安定したCATVサービス提供のための設備・機器の計画的な更新
- ・情報発信のための通信環境整備

■ 土地利用関係（第2章－2．土地利用と環境）

○ 機能的で文化的な生活ができる都市環境の形成情報発信力の強化

- ・都市計画道路の新規路線（国道等）の決定と既決路線の見直し

■ 道路整備関係（第2章－3．道路）

○ 広域幹線道路ネットワークの充実

- ・国県道の整備促進
- ・広域アクセス道路の整備促進

○ 生活道路ネットワークの充実

- ・道路施設の計画的な点検
- ・市道の計画的な維持修繕
- ・道路施設の点検判定に基づく修繕
- ・道路舗装の計画的な維持修繕

■ 公園整備関係（第2章－4．公園）

○ 多様な公園の維持充実

- ・防災機能を持つ公園緑地確保

■ 上下水道整備関係（第2章－5．上下水道）

○ 上下水道の充実・健全化

- ・水道施設の適正な維持管理、更新
- ・水道水源の保全
- ・下水道経営戦略に基づく施設整備の最適化
- ・処理場の機能強化

■ 住宅関係（第4章－5．住宅・移住定住）

○ 市営住宅の維持と更新

- ・老朽化した市営住宅の建て替え

■ 学校施設関係（第5章－1．学校教育）

○ 教育環境と教育施設の充実及び検討

- ・小学校施設の改修・整備

■ 福祉関係（第6章－1．地域福祉）

○ 社会福祉関連事業の推進

- ・災害時における要援護者対策の強化

- 防災関係（第6章－7. 防災）
 - 大規模災害対策の推進
 - ・地域防災計画の随時検証
 - ・広域避難体制の確立
 - 治山・治水事業の推進～
 - ・千曲川改修整備事業等の推進
 - 災害危険性の低減・抑制～
 - ・木造住宅の耐震診断及び耐震工事の支援
 - ・市街地浸水被害対策の推進
 - 地域ぐるみの防災体制充実と危険空き家対策～
 - ・自主防災会の設置推進
 - ・防災意識高揚と体制整備
 - ・防災減災用資機材、備蓄品の整備拡充
 - 防災情報の適切な発信
 - ・新たな情報伝達システムの導入
- 消防関係（第6章－8. 消防）
 - 消防体制の充実
 - ・消防体制の充実
 - ・消防団の充実
- 広域連携関係（第6章－12. 広域連携）
 - 新たな広域連携の推進
 - ・災害時応援協定に基づく連携の推進
- 市民協働関係（第6章－13. 市民協働）
 - まちづくり市民活動の促進
 - ・自治組織・地域づくりの人材育成
 - ・集会所の整備支援

「飯山市第5次総合計画後期基本計画」で設定されている、本市の地域防災及び国土強靱化に関連する取組みは上記の通りですが、これらの施策により強固な国土強靱化に向けた取組み視点を付加することが必要です。

(2) 飯山市地域防災計画

「飯山市地域防災計画」は、昭和48年以降改定と修正を重ね、令和2年度時点が最終の修正となっている、本市の防災に関わる基本的な計画となっています。

計画は総則の他、風水害対策編、地震災害対策編、雪害対策編、原子力災害編、その他の災害対策編等からなり、災害の予防段階（予防計画）から発災段階（応急対策計画）までの取るべき対応について設定されています。

(3) 飯山市国土強靱化地域計画を指針とする分野計画

本計画を指針とする計画は以下のとおりです。

〔飯山市国土強靱化地域計画を指針とする主な分野別計画〕

計画名称	
飯山市地域防災計画	飯山市空家等対策計画
第2期飯山市総合戦略	飯山市業務継続計画〔地震編〕
飯山市国土利用計画	飯山市新型インフルエンザ等対策行動計画
飯山市公共施設等総合管理計画	
社会資本総合整備計画	
飯山市橋梁長寿命化修繕計画	
飯山市耐震改修促進計画	

2 脆弱性評価の考え方

国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は 45 項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。

本市は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

- ① 本市における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
- ② ①について、市の取り組みの現状と、リスクシナリオを回避するための課題【脆弱性の評価】を整理
- ③ ②の対応と推進方針（施策）を整理

(1) 想定するリスクの設定

本計画で想定するリスクは自然災害全般とします。

(2) 「基本目標」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

基本目標や想定するリスク等を踏まえ、本市における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

〔本市の「基本目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」〕

基本目標や想定するリスク等を踏まえ、飯山市における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

基本目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1 住宅及び公共施設等の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	2 豪雨による河川の氾濫に伴う避難の遅れや住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生
	3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	5 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 迅速な救助、救急活動等	1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	3 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 行政機能、情報通信機能の確保	1 市役所の大幅な機能低下
	2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 ライフラインの確保、早期復旧	1 電力供給ネットワークや石油・ガソリン・ガス等サプライチェーンの機能の停止
	2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
5 流通・経済活動の維持	1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	2 道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	3 食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害の防止	1 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	2 農地・森林等の荒廃
	3 観光や地域農産物に対する風評被害
	4 避難所等における環境の悪化
7 元の生活へ	1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〔参考：県計画の「基本目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」〕

基本目標	起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護	1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	5 火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生
	6 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 迅速な救助、救急活動等	1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 行政機能、情報通信機能の確保	1 信号機の停止等による交通事故の多発
	2 県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	4 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 ライフラインの確保、早期復旧	1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4 地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動の維持	1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	2 高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	3 食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害の防止	1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	3 有害物質の大規模拡散・流出
	4 農地・森林等の荒廃
	5 観光や地域農産物に対する風評被害
	6 避難所等における環境の悪化
7 元の生活へ	1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第5章

飯山市における国土強靱化の推進方針

第5章 飯山市における国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、基本目標ごとに脆弱性評価（課題）を行うとともに、リスクシナリオを回避するために必要な取組みを推進します。

1 人命の保護

リスクシナリオ 1-1	住宅及び公共施設等の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
----------------	---------------------------------

【脆弱性の評価】

本市では、住宅、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、公共建築物（市有施設）を対象に、「飯山市耐震改修促進計画」が策定されています。住宅や多数の者が利用する一定規模以上の建築物に対しては耐震改修の促進を、また公共建築物（市有施設）は計画的に耐震改修が進められていますが、特に民間住宅の耐震化が進んでおらず更なる促進が必要です。

耐震化に当たっては、非構造部材の耐震化、家具の固定や窓ガラス・アスベストの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を進める必要があり、所有者や管理者の意識の醸成も必要です、

また、市では災害等により、通行者などに危険を及ぼす恐れのあるブロック塀等の撤去に際し、所有者に対してその費用の一部を補助する制度を設けていますが、制度の活用を促進することと併せ、更なる促進が必要です。

本市では、市民の転出や高齢化が進んでおり、それに伴い空き家の増加が見られますが、耐震性が不十分な空き家が地震によって倒壊し、住民の避難や緊急物資輸送等に支障を来す可能性があり、未然に防止する取組む必要があります。

また、地震発生時等における市街地での火災延焼を防止するため、住宅等が密集する市街地において防火体制の向上を図る必要があります。木造住宅の防火対策の取組を進めるとともに、緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消や火災延焼を防止するため、狭あい道路の解消に努め、安全な市街地の形成を図る必要があります。

併せて、市内各地区で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防体制、消防水利等の対策を強化するとともに、消防団、自主防災組織の充実強化や防災訓練の継続的实施など、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 建築物（住宅、公共施設等）の耐震化の促進
- 建築物（主に住宅）の防火対策の推進
- 公共施設の耐震改修の推進
- 民間住宅等の通行者などに危険を及ぼす恐れのあるブロック塀等の除去の促進
- 消防体制や設備の整備強化
- 防災訓練等の継続的实施

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①建築物（住宅、公共施設等）の耐震化の促進

- ・市民に対して地震のリスクに関する知識の普及を図り、建築物の耐震性確保の必要性について啓発します。
- ・旧耐震基準の住宅・建築物の所有者に対し、技術的及び財務的な支援を実施します。
- ・旧耐震基準の空き家所有者に対して、耐震診断、耐震改修、除却等を促します。
- ・公共施設の耐震診断・耐震改修を計画的に実施します。

②建築物（主に住宅）の防火対策の推進

- ・家具の固定や窓ガラスの飛散防止など、建物全体の安全対策を総合的に進めます。
- ・燃えにくい防災品の活用を促進します。

③民間住宅等の通行者などに危険を及ぼす恐れのあるブロック塀除去の促進

- ・民間住宅等の通行者などに危険を及ぼす恐れのあるブロック塀等については、除却に要する費用の補助を行います。

④消防体制や設備の整備強化

- ・消火栓及び防火水槽の整備を推進します。
- ・消防資機材の充実、耐震性防火水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を着実に進めます。

⑤防災訓練等の継続的实施

- ・市有施設における消火訓練や延焼火災に対応した避難訓練などを推進します。
- ・各地区における消火訓練や延焼火災に対応した避難訓練などを推進します。

【脆弱性の評価】

本市では、これまで度重なる千曲川や中小河川の氾濫及び内水氾濫による水害の被害を受けてきました。

千曲川の河川改修には国、県、及び流域市町村の協力・連携により治水対策を推進するため、国や県に千曲川治水工事の要請を行う必要があります。

千曲川支川については、河川の堤防や水門等の治水施設の整備を一層推進する必要があるとともに、水門や樋門（堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する施設）、護岸等の河川構造物の適切な維持管理を進める必要があります。

特に、令和元年度東日本台風災害の受け、国土交通省では令和2年1月末に「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、同年4月には千曲川緊急治水対策出張所を長野市から本市（飯山地区・福寿町）に移転し計画を進めているほか、県では皿川堤防の復旧工事が完了し、改修計画を進めています。本市ではこれらの計画と連携・整合を図りつつ河川における対策を進める必要があります。

市街地の排水対策においては、近年の宅地化の進行や気候変動などによる経験したことのないような集中豪雨により、市街地で冠水被害が発生しているため、市街地都市下水路排水能力調査を実施し、市街地雨水排水対策を進めるほか、千曲川支川における内水排除対策においては、排水機場の増強や市排水ポンプ車の増車の検討、国や県排水ポンプ車の出動に関する連携を強化するなど、ハードとソフトの両面から対策を講じる必要があります。

また、住民の避難対策として、マイタイムラインの普及及び洪水・土砂災害ハザードマップの周知を図ることが必要であるとともに、千曲川河川事務所や県との連携を緊密にし、迅速かつ的確に防災情報を提供する必要があります。併せて、河川の氾濫前に、市民の避難を確実にを行うため、浸水想定周知や市民の防災意識の啓発に一層努めるほか、自主防災組織による防災訓練の実施など地域防災力の向上を図る必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○堤防等の整備要請

○千曲川河川事務所等との連携強化（信濃川水系緊急治水対策プロジェクトや県計画との連携・整合）

○市街地雨水排水対策、排水機場の増強や市排水ポンプ車の増車の検討

○国や県排水ポンプ車の出動要請等、災害対応における連携の強化

○マイタイムラインの普及及び洪水・土砂災害ハザードマップの周知

○避難路の整備や避難場所の確保

○災害情報提供や対策の周知

○防災訓練等の継続的实施

が必要です。

信濃川水系緊急治水対策プロジェクト「プロジェクトの3つの柱」



「北陸地方整備局 緊急治水対策プロジェクト」ホームページ

https://www.hrr.mlit.go.jp/river/sinanogawakinkyutisuitaisaku/sinanogawakinkyutisuitaisaku_top.htm

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①堤防等の整備要請

- ・千曲川河川事務所と嵩上げ等が必要な箇所の協議を行い、継続した改修要望を行います。
- ・市が管理する河川は、必要に応じ嵩上げ等の対策を講じ改修及び修繕を実施します。
- ・河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採、定期的な清掃など、越水対策を進めます。

②千曲川河川事務所等との連携強化（信濃川水系緊急治水対策プロジェクトや県計画との連携・整合）

- ・千曲川河川事務所と継続的・定期的な協議を実施し、災害時の情報共有に反映させ、住民へ防災情報を提供します。
- ・信濃川水系緊急治水対策プロジェクトや県計画と連携・整合を図りつつ、河川における対策を進める必要があります。

③市街地雨水排水対策、排水機場の増強や市排水ポンプ車の増車の検討

- ・都市下水路排水能力検討業務結果に基づく、都市下水路の機能強化及び貯留施設の設置等の対策を進めます。
- ・恒久的対策のほかに、維持修繕等の応急的対策を進めます。
- ・千曲川支川（一級河川等）における排水機場の増強や遊水地整備、排水ポンプ車の増車など内水排除対策の強化・充実を図る必要があります。

④国や県排水ポンプ車の出動要請等、災害対応における連携の強化

- ・内水排除における国や県への排水ポンプ車の出動要請等、情報伝達経路や体制整備など

災害対応に関する更なる連携を強化する必要があります。

⑤マイタイムラインの普及及び洪水・土砂災害ハザードマップの周知

- ・マイタイムラインの普及及び洪水・土砂災害ハザードマップの周知に努めます。

⑥避難路の整備や避難場所の確保

- ・避難計画や避難場所の周知を図るとともに、避難路の整備や避難場所の確保に努めます。
- ・避難経路マーキングなど現地情報の整備を進めるとともに、市民等への避難情報伝達手段の多様化を図ります。

⑦災害情報提供や対策の周知

- ・県及び関係機関等と連携し、避難勧告等の発令を検討するとともに、災害情報の迅速かつ的確な提供に努めます。

⑧防災訓練等の継続的实施

- ・消防団や自主防災組織などと連携した水害対策訓練や、被害応急措置のための各種研修の実施により災害対応能力を強化します。

【脆弱性の評価】

本市には、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域等が 200 箇所ほどありますが、土砂災害から身を守るために、居住する地域が土砂災害に関する危険区域の範囲であるかを知ることが重要です。市では、土砂災害等の危険が迫った場合、市から防災無線等を通じて避難勧告等の緊急放送を行っています。

また、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行い、施設の老朽化対策を計画的に行うことが必要であるとともに、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進する必要があります。

本市では、洪水・土砂災害ハザードマップは、千曲川河川事務所と長野県が調査作成した「浸水想定区域図」と「土砂災害警戒区域図」をもとに作成したもので、市内の河川（千曲川、樽川）が氾濫した場合の浸水想定区域と土砂災害警戒区域及び避難所等を一緒に表示した避難地図となっています。これらのハザードマップは、市ホームページで公開しているほか、全戸配布を行っていますが、その周知を図ることが必要です。

また、土砂災害は、地震や水害等によって引き起こされることが多く、それによって国道や県道、及び市道の通行止め等により孤立地域が発生する等、二次災害の可能性があることから、道路の防災対策も着実に進める必要があります。

そのため、集落の孤立が発生した場合は、迅速な孤立解消のため、国や県、民間事業者等と連携し、道路の早期啓開（緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること）体制を整備する必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 土砂災害警戒区域の対策強化
- マイタイムラインの普及及び洪水・土砂災害ハザードマップの周知（再掲）
- 道路啓開事業者との連携
- 防災訓練等の継続的实施（再掲）

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①土砂災害警戒区域の対策強化

- ・定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行い、施設の老朽化対策を計画的に進めます。
- ・大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進します。
- ・急傾斜地崩壊対策事業の実施に向け、県に要望を行います。
- ・新たな土砂災害（深層崩壊、天然ダム等）の想定については、国、県や関係機関と連携し、被害を軽減する対策等について検討します。

②マイタイムラインの普及及び洪水・土砂災害ハザードマップの周知

- ・マイタイムラインの普及及び洪水・土砂災害ハザードマップの周知に努めます。

③道路啓開事業者との連携

- ・緊急輸送道路の耐震化や主要な国道及び県道における土砂災害防止対策、孤立する可能性のある地区に通じる道路の災害危険個所の対策をはじめ、国県道及び市道の道路網全般において代替ルートを確保します。
- ・孤立集落の早期解消が可能となるよう、国・県及び民間事業者との連携体制を整えます。

④防災訓練等の継続的实施

- ・土砂災害警戒情報の発表などの情報を住民に確実に伝達する方法を検討します。
- ・市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させます。

【脆弱性の評価】

本市では、市民が快適な冬の暮らしを守り、安心して飯山市で生活するため、生活道路の安定した除排雪や消融雪施設の安定維持を実施しているとともに、行政と市民が協働で、除排雪を行う取組みの他、除雪オペレーターの育成、市民と協働で行うきめ細かな除排雪、スクラム除雪、高齢者等玄関先除雪支援等、本市独自の対策を行っています。

しかし、特別豪雪地帯に指定されており、人口減少と高齢化が進む本市では、これまでと同様の対応が地域全体で低下しています。

そのため、冬期間の豪雪等により貴重な人命が奪われる可能性は年々高まっており、除雪作業や雪下ろし作業での事故防止、積雪による家屋崩壊の防止、老朽化した家屋や空き家の除却等をさらに検討することが必要です。

また、積雪による雪の重みから倒木も発生することもあり、電線の断線も発生する恐れが常にあります。それにより起こる道路交通の遮断や停電は、市民生活に深刻な影響も与えます。

積雪が進む中、市民が孤立せず、日常生活の維持が図れるよう、生活道路の通行確保に向けた人的資源の効率的投入により死傷者の発生を抑える取組みを推進することが必要です。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○除雪事故の未然防止の推進

○危険家屋の把握と居住者との協議

○生活道路通行の確保

○防災訓練等の継続的实施（再掲）

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①除雪事故の未然防止の推進

- ・除雪作業中の事故の未然防止に向けた防災無線や市広報誌による広報やパンフレット等を配布し、除雪の危険性に対する意識を喚起します。
- ・地域コミュニティとの連携により、除雪支援隊の設立とその活動を支援します。
- ・玄関先等の除雪が必要な高齢者等の世帯の緊急時避難路線確保を目的として、高齢者等玄関先除雪支援を行います。
- ・住宅屋根の雪下ろしによる負担軽減や転落事故等防止のため、屋根の融雪化工事若しくは自然落雪式への改修工事、または命綱固定金具の設置など雪下ろし作業における安全対策の向上が図られる改修工事の費用について補助を行います。
- ・道路の安全な除雪体制の確保に向けた、除雪車両の整備・計画的な更新と除雪体制の見直しを行います。
- ・ふるさと納税の一部を除雪対策基金として積み立て、効果的な活用（除雪費等）を図ります。

②危険家屋の把握と居住者との協議

- ・地域コミュニティとの連携により、危険家屋の把握を行います。
- ・倒壊等の防止のため、空家所有者に管理の徹底を指導します。

③生活道路通行の確保

- ・暴風雪時における道路管理体制の強化
- ・除雪事業者の確保と担い手不足の解消を図ります。

リスクシナリオ 1－5	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れ による死傷者の発生
----------------	---

【脆弱性の評価】

災害情報を伝達する情報発信施設等が発災時に問題なく稼働するよう、適切な維持管理を図ることが必要です。

また、災害情報を伝達する情報発信施設等が不具合を起こした場合に備え、他の情報発信機器や発信媒体を活用する体制が準備される取組みを検討することが必要です。

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」に対して情報が正しく伝わる取組みを検討する必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 情報発信施設等の適切な維持管理
- 複数の情報伝達手段の整備・構築
- 防災訓練等の継続的实施（再掲）

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①情報発信施設等の適切な維持管理

- ・情報発信施設等の定期的な試験を行います。

②複数の情報伝達手段の整備・構築

- ・SNS等による災害情報の発信を推進し、エリアメール・緊急速報メール・飯山市メール配信サービスなどの普及を促進するとともに、複数の情報伝達媒体を確保し、災害時に必要な情報が市民に確実に伝達する方法を検討します。
- ・日本人のみならず、日本語を十分に理解できていない外国籍の住民へも等しく情報が伝わるよう、災害時の情報伝達手段の検討を行います。
- ・情報伝達を行う上で有用な共助組織である自主防災組織と連携します。

2 迅速な救助、救急活動等

リスクシナリオ 2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
----------------	--

【脆弱性の評価】

本市では、災害時の孤立地域を予測し、市民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努めることとなっています。

また、孤立した集落が発生した場合に備え、大規模災害発生後の3日間（72時間）にわたり物流機能が停止し、国、県をはじめ応援自治体からの支援物資が届かないことを想定していますが、市民に対し、非常持出用の食料等の家庭備蓄を呼びかける必要があります。併せて、市では、家庭における備蓄を補完するため、物資の備蓄拡充に努めるとともに、電力確保のための発電機用の燃料や、流通備蓄の確保を図る必要があります。

それとともに、災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送が速やかに行われるよう、企業・事業者や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進める必要がありますが、市外から支援物資を受け入れる「物資集積場所（二次輸送拠点）」のほか、災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、受入体制の拡充を図る必要があります。

また、物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするための緊急輸送道路などの基幹道路等についてのさらなる整備を図り、輸送路の確保を推進する必要があります。

飲料水は、市民の生命の維持に直接関わってくることから、大規模災害による長期断水を防ぐため、水源の確保及び水道施設の耐震・耐水化や老朽化対策を推進する必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 非常用備蓄の促進
- 救援物資受入体制の整備
- 緊急輸送道路の強化
- 応急給水体制の整備
- 水道施設の耐震・耐水化

が必要です。

なお、各ライフライン機関においては、被災地における救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化など防災対策を進めるよう促します。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①非常用備蓄の促進

- ・ ホームページや広報紙、防災学習や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の食料等の家庭備蓄を市民に呼びかけます。
- ・ 家庭における備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めます。
- ・ 国や県、石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時における燃料供給体制の整備を図ります。

②救援物資受入体制の整備

- ・ 県内外から支援物資を受け入れる際の拠点として「物資受援拠点（物資輸送拠点）」の整備に努め、物資の受入手順や体制等について検討を進めます。
- ・ 災害時の支援物資の受入れに対応し、物資受援拠点において物資が滞留することがないよう早期の開設をはじめ、指定避難所への搬送計画について検討します。

③緊急輸送道路の強化

- ・ 緊急輸送道路の計画的な整備をはじめ、橋梁等の信頼性・安全性を確保する適切な維持管理の促進などにより災害に強い緊急輸送道路の強化の構築を図ります。
- ・ 県道や市道等については、防災対策や孤立解消を図るため法面等の整備、狭あい道路の拡幅や線形改良、交差点の改良、舗装などきめ細かな整備・改良に努めます。

④応急給水・食糧支援体制の整備

- ・ 災害時における非常用飲料水や食料等の支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めます。
- ・ 非常用飲料水の確保のほか、給水車の確保、給水タンクや応急復旧用資機材など飲料水の確保対策を進めます。

⑤水道施設の耐震・耐水化

- ・ 大規模災害による断水により長期間にわたる水供給停止を防ぐため、水道施設の耐震・耐水化、老朽化対策を推進します。

【脆弱性の評価】

本市には、飯水医師会に属する医療機関が、飯山赤十字病院や厚生連北信総合病院附属北信州診療所の他、10の医療機関があるものの、恒常的な医師不足が指摘されています。

そうした中、大規模災害が発生した場合、さらに医療体制がひっ迫し、医療機能に重要な支障を来すことが懸念されています。

そのため、医療機関との災害救助対策を強化していく必要があるとともに、災害時の医療救護所等の開設へ向けて災害時医療救護体制の整備を進める必要があり、緊急時における医薬品等の供給や災害時における救急医療への対応に備える必要があります。

また、災害拠点病院等への重症患者の広域搬送や災害医療体制を検討するほか、災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができる体制を整備する必要もあります。

医療機関に受け入れることのできない被災者や避難者も発生することが想定され、避難所での対応をせざるを得ない状況になりますが、大規模災害時における避難所の衛生環境が守られ、避難者の健康状態が良好に保たれるよう、検討を行うとともに、要配慮者について、発災時にスムーズに対応できるよう検討の必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 医療機関との連携体制の構築
- 医薬品等の不足対応
- 避難所衛生環境の確保

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①医療機関との連携体制の構築

- ・大規模災害時に医療機能を維持・確保するため、中核医療機関である飯山赤十字病院や飯水医師会との連携を促進します。
- ・大規模災害に備え、避難所等に開設する救護所及び医療機関における災害医療活動に必要な災害救助対策を進めます。
- ・大規模災害時における電力供給の途絶に備え、防災拠点において自家発電設備や燃料タンクの設置等を進めます。
- ・病院等においては、被災地における救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化など防災対策の方策について検討します。
- ・災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、避難行動要支援者について情報を収集するとともに医療機関との連携等に協力していきます。

②医薬品等の不足対応

- ・医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から関係者間の連絡体制・役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築します。また、衛生消耗品等の備蓄を進めます。
- ・人工透析患者、人工呼吸器装着者等医療度の高いケースを把握し、避難支援について検討をします。

③避難所衛生環境の確保

- ・大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合った対応策を整備します。
- ・被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図りながら、適宜修正していきます。
- ・水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など救急・救助対策を進めます。
- ・避難所として代替使用が想定される介護保険施設、福祉施設等の耐震化、利用者・入所者等の緊急保護をはじめ、サービスの継続に必要な食料、資機材等の整備・備蓄、電力供給の途絶に備えた自家発電設備の設置や稼働時間の延長等に努めます。

【脆弱性の評価】

本市では、新型インフルエンザや新感染症等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、飯山市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しています。

疫病や感染症は、不特定多数の住民が集まる、衛生環境の整わない避難所等で発生するだけでなく、衛生環境レベルの高い医療機関でも発生することが想定されます。

大規模災害時における疫病・感染症の発生・蔓延を防ぐためには、感染症の早期把握及び蔓延防止に向けた体制整備を図る必要がありますが、国・県・関係団体と連携を図り、医療・福祉等の専門的知識を有する人材の確保・支援体制をあらかじめ構築しておく必要があります。

また、疫病・感染症等が発生することを防ぐため、北信保健福祉事務所との連携強化を図ります。

なお、大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備
- 避難所運営体制の充実
- 避難所衛生環境の確保
- （広域）火葬体制の構築

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備

- ・大規模災害時における疫病・感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、職員への周知と訓練を行います。
- ・北信保健福祉事務所との連携を強化し、感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備を推進します。
- ・避難所等で想定される、感染症予防に対する周知媒体を作成し、避難所設定時の掲示等周知啓発に努めます。
- ・衛生消耗品の備蓄に関するリストを作成し、平時から感染症対策に係る資材の備蓄整備を進めます。

②避難所運営体制の充実

- ・被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整に努め、医療支援の要請を進めます。
- ・被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を検討します。
- ・医療、保健、福祉関係者の資格保持者の登録をはじめ、災害時における社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援、避難所の運営人材確保・育成などを進めます。
- ・要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所において、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により実施体制の整備を進めます。
- ・国・県・関係団体と連携を図り、医療・福祉等の専門的知識を有する人材の確保・支援体制強化に努めます。

③避難所衛生環境の確保

- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ及びノロウイルス等の感染症に対しては、消毒はもちろんのこと、避難所におけるゾーニングにおいて区画された動線を確保するなど対策を実施します。
- ・避難所での段ボールベッドやパーテーション等、長期避難生活を想定した物資の用意や、救護スペース、授乳スペース、更衣室などプライバシーの確保、熱中症対策や寒さ対策など、環境整備を進めます。

④（広域）火葬体制の構築

- ・県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進めます。

3 行政機能、情報通信機能の確保

リスクシナリオ 3-1	市役所の大幅な機能低下
----------------	-------------

【脆弱性の評価】

大規模地震などの災害が発生した場合、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことができないことが想定され、また、職員の被災や交通機関の麻痺等により業務人員の不足や業務そのものが中断することにより、住民生活や社会経済活動に重大な影響が生じることが考えられます。

そのため本市では、優先的に実施すべき応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、適切な業務執行を行うことを目的に、業務継続計画（BCP）を策定しています。

市役所庁舎は大規模な災害にも耐えられる施設となっていますが、庁舎等における通信基盤や非常用電源、自家発電設備や燃料等ライフラインの確保対策、災害対応に必要な資機材の確保等の執務環境の整備に努める必要があります。併せて、災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え、情報伝達体制、災害時のリアルタイム情報の確保を進める必要があります。

また、職員（消防等も含む）・施設等の被災による人的機能の大幅な低下を回避するため、国や県、他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。

併せて、浸水等により市役所が長期間にわたり機能できなくなる可能性もあり、代替拠点の確保も検討する必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 業務継続体制の整備
- 災害対策本部としての機能強化
- 代替拠点施設の検討

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①業務継続体制の整備

- ・ 策定する業務継続計画（ＢＣＰ）を職員へ周知するとともに、今後も最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行います。
- ・ 平時からの担当事務マニュアルの作成により業務引き継ぎを可視化し、部署内の全職員、応援の職員が災害時に業務を継続できるようにします。
- ・ DX 推進におけるＢＣＰの導入を検討します。

②災害対策本部としての機能強化

- ・ 地域防災計画を適宜改定するとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなど各種マニュアルを作成・更新し、防災体制を強化します。
- ・ 庁舎の非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進めます。
- ・ 災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムネットワークを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図ります。
- ・ 災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、被害を受けにくいシステム構成に改めます。
- ・ 災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練などの様々な訓練を継続して行います。
- ・ 大規模災害時に、国や県、近隣自治体や災害協定締結自治体、関係機関等と、迅速かつ的確な情報処理収集・伝達を行うため、防災通信システムの充実を図ります。
- ・ 防災拠点施設等における停電対策として非常用発電機の設置や発電容量の適量化、省電力機器の導入、燃料の備蓄などの稼働対策を進めます。
- ・ 災害情報の早期取得、現地状況の把握が可能となるよう、監視カメラ、水位情報や地すべり監視の充実など取組みを進めます。

③代替拠点施設の検討

- ・ 被災により本庁舎が使用できない最悪の場合も想定し、代替施設機能の確保や整備に取り組めます。
- ・ 代替施設での災害対策本部が円滑に災害対応できるよう、必要な資機材の確保等の執務環境の整備に努めます。
- ・ 代替施設等における停電対策として非常用発電機の設置や発電容量の適量化、省電力機器の導入、燃料の備蓄などの稼働対策を進めます。
- ・ 使用する施設に必要な電力が災害時に確保できるよう、配電施設の整備と定期的な維持管理を行います。

【脆弱性の評価】

本市では、放送・通信技術の高度化への対応を進めているとともに、CATVサービス（iネット飯山）の充実により利便性の向上と情報通信インフラとしての有効活用を図っています。また、さらにその活用に向け、インターネットを活用して飯山市の魅力を全国や世界に発信できる通信環境の整備と情報発信を効果的に推進するためのネットワークづくりに取り組んでいます。災害情報を素早く提供する上でも有効な取組みを進めています。

しかし、災害時には、災害関連情報を迅速かつ確実に伝達することが必要であり、情報収集とその情報を共有する機能の強化を図る必要があります。

また、災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え、情報伝達体制、災害時のリアルタイム情報の確保を進める必要があります。

災害時には、防災拠点施設等において電力の供給停止に備えるとともに、災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な体制を整備する必要がありますが、災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、本市はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設の耐震化等の防災対策を進める必要があります。

そのため、大規模災害に備え、平時から通信事業者との連携強化に努め、情報共有や手順の確認等を行うとともに必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める必要があります。

さらに、通信事業者と提携し、緊急時には、移動電源車、可搬型基地局、車載型移動基地の配備を受けられるような体制整備が必要です。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○防災拠点施設等における停電対策

○通信事業者との連携強化

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①防災拠点施設等における停電対策

- ・停電等、電力の供給停止に備え、避難所や各庁舎、消防施設等の防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源装置を整備するとともに、燃料の確保等、発電容量の適量化を図ります。
- ・施設の耐震化及び被災時における機能の維持に努め、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも防災情報等を市民への確に伝達できるよう、情報通信機能の複線化などシステムや通信手段の強化・高度化を推進します。
- ・重要行政施設への自家発電機器の導入を図ります。
- ・災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進めます。

②通信事業者との連携強化

- ・大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努めます。
- ・通信事業者と提携し、緊急時には、移動電源車、可搬型基地局、車載型移動基地の配備を受けられるような体制整備を促進します。

【脆弱性の評価】

本市では、平成 14 年に（株）テレビ飯山を設立し、自主製作番組の放送、多チャンネル放送、企画番組の制作、インターネットサービス等の提供を行っており、現在そのサービスエリアは本市全域及び新潟県妙高市斑尾地籍に及び、約 5,000 戸の加入を数えています。

市民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が、災害時に中断・停止しないよう、放送事業者の防災対策をさらに推進する必要があります。

また、メディア情報中断の際にも、市民に対して的確な情報提供ができる体制づくりに努める必要があることから、防災行政無線や戸別受信機のみならず、伝達手段の多重化・多様化を検討していく必要があります。

その一方で、市民の一人ひとりが自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害に対応する意識を醸成する必要があるため、大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるよう、防災・減災意識の高揚に努める必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○災害関連情報の伝達手段の多様化

○通信・情報システムの充実

○防災情報活用力の強化（情報リテラシー能力の向上）

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①災害関連情報の伝達手段の多様化

- ・市民の災害情報の入手手段として有効なテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止することのないよう、放送事業者とともに、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進します。
- ・災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災情報提供システムの整備等、災害に強く、被災した場合にも復旧の早い防災行政無線の構築を図ります。

②通信・情報システムの充実

- ・テレビ・ラジオ放送が中断した場合でも、市民に対して的確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線など情報通信施設のほか、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等の活用を図ります。
- ・SNS等による災害情報の発信を推進し、エリアメール・緊急速報メール・飯山市メール配信サービスなどの普及を促進し、確実に情報を伝えられる体制を整備します。

③防災情報活用力の強化（情報リテラシー能力の向上）

- ・あらゆる事態を想定した情報伝達マニュアル等の策定や、情報収集・提供手段の整備に加え、関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達できる人材の育成を図ります。
- ・大規模な水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合、市民に対し適切に避難指示や避難勧告等を発令できるよう、体制の充実を図ります。
- ・台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、市や防災関係機関においては、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成の検討を進めます。
- ・市ホームページや防災リーフレット、広報紙、減災キャンペーン、防災意識の啓発など、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行います。
- ・学校では、防災教育を通じて児童生徒の防災・減災意識の向上を図るとともに、ホームページや学校通信、授業参観など様々な機会を捉えて、保護者や地域への周知・啓発に努めます。また、児童生徒を対象とした地域の特性に応じた実働的な訓練を実施します。

4 ライフラインの確保、早期復旧

リスクシナリオ 4-1	電力供給ネットワークや石油・ガソリン・ガス等サプライチェーンの機能の停止
----------------	--------------------------------------

【脆弱性の評価】

本市及び各家庭では、電力は主に中部電力パワーグリッド株式会社から、ガソリンは各供給所から、ガスはプロパンガス事業者から供給を受けています。

大規模災害による電力、石油、L P ガス等のライフラインの長期停止を防ぐため、施設や設備の耐震化や老朽化対策等の促進、復旧体制の充実を各事業者に要請する必要があるとともに、迅速な復旧・復興のため、各ライフライン事業者との連携体制を強化する必要があります。

また、特に大雪が原因で発生する長期間の停電は生命を脅かす恐れがあるため、電力事業者との連携のほか、事業者等による事前伐採による倒木対策など大雪への対策が必要です。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○ライフラインの防災対策の推進

○電力事業者、ガス事業者等との連携強化
が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①ライフラインの防災対策の推進

- ・電力、石油、ガソリン、L P ガスなどの各ライフラインを所管する機関や事業者に対し、施設や設備の耐震化対策、老朽化対策及び大雪対策等を要請します。
- ・長期の電力停止時に、自家発電装置による施設運転の継続を図るため、既設の施設については燃料備蓄槽の増加等により長時間運転を図ります。
- ・未設置の施設については、発電機未設置の施設では、発電機の設置や資機材リース事業者との協定等による連携の強化を図ります。
- ・被災後の迅速な復旧を図るため、非常用電源の配備や燃料の確保対策、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築します。

②電力事業者、ガス事業者等との連携強化

- ・災害後の迅速な復旧・復興のため、各ライフライン事業者との連携が重要であることから、平時より情報共有や意見交換を行うとともに、合同訓練を実施する等の連携強化を図ります。

【脆弱性の評価】

本市では、水道の水源をかつて千曲川から取水していましたが、今ではほとんどが地下水を水源としています。そのため、市が管理する水道水源を保護するため、水道水源から半径1km以内（規制区域内）における地下水の採取を制限することを目的に、飯山市水道水源保全条例を平成30年7月1日施行しました。

これにより、規制区域内において条例に規定する井戸を掘削しようとする場合は、市と事前協議を行い、周囲に及ぼす影響調査を実施してから許可申請書を提出するという一連の手続きが必要となっています。

水は人にとって非常に大切な資源であり、生命の維持に直結する飲料水や、日常生活を営むための生活用水は、災害時においても必要不可欠です。

現在、本市では、水源の保全と併せて、上水道アセットマネジメント・経営戦略に基づき、水道施設の計画的な更新に努めています。

大規模災害時には、水道関連施設の破損等により水道水の供給が止まる可能性があり、施設の耐震・耐水化が必要となっています。

また、水需要に十分対応しうる水源の確保と災害発生時にも対応できる安定した供給体制の構築が必要となっています。

併せて、日頃からの水資源の大切さや災害時における節水などの啓発活動が必要です。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○水道施設の耐震・耐水化

○水道水源の確保

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①水道施設の耐震・耐水化

- ・上水道施設、簡易水道施設及び飲料水供給施設、簡易給水施設において、配水池、ポンプ場、導水管・送水管・配水管等の耐震・耐水化を計画的に進め、大規模災害が発生しても給水が途絶えることのないよう、整備を進めます。

②水道水源の確保

- ・水源の保全を図るとともに、取水施設、送水施設等の耐震・耐水化を進め、大規模災害が発生しても取水機能が停止することのないよう、整備を進めます。

【脆弱性の評価】

本市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道（公共下水道のうち主として市街化区域以外で設置される下水道）、農業集落排水事業、個人設置型浄化槽、市町村設置型浄化槽等によって汚水処理を行っています。

また、近年では、公共下水道に隣接する農業集落排水施設を下水道に編入することにより、経営の効率化を図る農集公共下水道編入事業や、下水道施設の効率的な改築を行う下水道ストックマネジメント事業、農業集落排水施設機能強化事業、処理施設の耐震化事業等を行い、安定的で持続的な汚水処理を進めています。

しかし、大規模災害が発生した場合、下水道施設においても相当の被害を受け、汚水処理機能が停止しその復旧に長い期間を要することが想定され、市民生活や事業活動に甚大な影響を及ぼすことになります。

現在進めているストックマネジメント計画による適切な施設更新や長寿命化対策及び、下水道施設の耐震化計画に基づく耐震対策を継続していくとともに、今後は、下水道施設の浸水被害を想定し、耐水化の対策を検討する必要があります。

また、災害が発生した場合の業務継続計画（下水道 BCP）については、災害事例等を踏まえ、被害想定を見直し、実際に即した内容に充実させる必要があります。併せて、下水道施設の復旧支援協力に関する事業者等との協定により復旧支援体制を強化することが必要です。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○汚水処理施設の防災対策の強化

○業務継続計画及び復旧支援協力体制の充実

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①汚水処理施設の防災対策の強化

- ・下水道施設の耐震化、改築更新及び長寿命化対策と併せて、耐水化・停電対策等、包括的な防災対策を進めます。なお対策の実施にあたっては、リスク評価を適切に行い、ポンプ施設をはじめ、防災拠点・指定避難所といった重要施設を結ぶ汚水管渠等について、防災対策を優先的に実施していくこととします。

②業務継続計画及び復旧支援協力体制の充実

- ・災害事例を踏まえ、当市の下水道施設での被害想定を見直し、発災時における優先実施業務の選定や汚水処理の代替手段等について、実際に即した内容で業務継続計画（下水道 BCP）の充実を図ります。
- ・被災した下水道施設の復旧支援協力に関する事業者等との協定により、復旧支援協力体制を強化します。

5 流通・経済活動の維持

リスクシナリオ
5-1

サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

【脆弱性の評価】

大規模災害が発生した場合、サプライチェーン（※商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れ）の寸断や停滞が想定されることから、被害や生産力の低下を最小限に抑えるために、企業や事業者には事業継続計画（BCP）の策定を促す必要があります。

サプライチェーンの寸断や停滞を早期に解消するためには、高速道路や基幹道路である国道や県道の早期開通が必要であり、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を促進する必要があります。

また、大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において対策を進める必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○事業者の事業継続計画（BCP）策定支援

○経済関係団体との連携

○国・県等の道路管理者との連携

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①事業者の事業継続計画（BCP）策定支援

- ・事業者は、事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、本市も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行います。
- ・ながの農業協同組合等と連携し農産物の安定的な流通に関する基盤整備を推進します。
- ・農業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となるながの農業協同組合等と連携し、防災対策を促進します。

②経済関係団体との連携

- ・商工業事業者の経済団体である飯山商工会議所と、災害時におけるサプライチェーンの寸断防止についての協議を行ないます。
- ・加盟事業者の事業活動の継続が図れるよう、事業継続計画（BCP）策定を促進します。
- ・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるよう促します。

③国・県等の道路管理者等との連携

- ・国・県及び道路施設管理者と物資輸送確保のための対策について検討を行う協力体制を整えます。

【脆弱性の評価】

本市の主要幹線道路として、本市の東西・南北方向の骨格となる広域道路の体系を構築する3・4・4号中央通り線、3・6・5号国道線（一般国道117号）、一般国道292号、一般国道403号が位置付けられており、これにより交通機能の向上、周辺都市との連絡性の強化が図られています。

また、3・4・4号中央通り線、3・6・5号国道線（一般国道117号）は、上信越自動車道と関越自動車道を結ぶ、より広域的な道路であり、県の広域道路整備基本計画において「交流促進型広域道路」として位置づけられており、道路改良や渋滞箇所の交通容量の拡大等、道路機能向上を図ることが必要です。

そして、一般国道292号、一般国道403号は、県の広域道路整備基本計画において「地域形成型広域道路」として位置づけられており、道路改良などによる道路機能向上を図ることが必要です。

主要幹線道路を補完し、区域内の各地域及び隣接市町村間を結ぶ幹線道路として、南北方向には3・4・15号斑尾線（主要地方道飯山斑尾新井線）、一般県道中野飯山線、市道1-103号（西回り線）、3・4・2号網切線、3・6・3号飯山新井線（一般県道飯山斑尾新井線など）、3・6・8号新町線が位置づけられ、東西方向には3・5・10号中央橋線（一般県道飯山斑尾新井線など）、3・3・7号真宗寺線、主要地方道飯山野沢温泉線が位置づけられています。

大規模災害時には、これらの主要幹線道路やそれを補完する幹線道路が、地域復興の幹線となることから、道路交通ネットワークが分断されないよう、国・県・関係機関等と連携を深め、各種交通施設の耐震化、整備、代替ルートの確保検討等の防災対策を推進する必要があります。

また、緊急輸送道路等の整備、防災対策の推進、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要があります。

本市を通過する北陸新幹線及び東日本旅客鉄道飯山線は、地域の人の流れと物流を担う大きな機能を果たしていますが、特に飯山線は地上路線を走っていることから被災の可能性が高く、被災時の早期復旧が必要です。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 主要幹線道路、幹線道路の整備促進
- 代替ルートの確保
- 道路啓開事業者との協定締結

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①主要幹線道路、幹線道路の整備促進

- ・大規模災害が発生しても、その被害が軽微なものにとどまるよう、国や県に整備の拡充を要請します。

②代替ルートの確保

- ・国・県と連携し物資輸送路確保のための道路整備について、早期事業化に向けた要請を行います。
- ・老朽化の進む市道等の道路構造物については、国・県に対し早期事業化に向けた要請を行います。
- ・道路不通が発生した場合、その早期解消に向け、国・県及び民間事業者との連携体制を整えます。
- ・主要道路の代替ルートや避難道路となる農道等についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進めます。

③道路啓開事業者との協定締結

- ・災害時に早急な救援ルート等を確保するために、市内外の建設関係事業者との協定を締結し、対応の手順や対策の検討を行います。

【脆弱性の評価】

大規模災害が発生した時に、食料や飲料水、またそれ以外の生活物資の安定供給は非常に重要となります。現在市外から搬入される物資によっては、供給が滞り、その確保が難しくなることも想定されます。

そのため、大規模災害時に食料等の安定供給を図るため、飲食物を取り扱う事業者等と連携するなど、災害対応力の強化を図る必要があります。

また、大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県や市及び関係団体等との間で協定を締結するとともに、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう取組みを推進する必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 食料等の供給体制の確保
- 市民の食料備蓄の促進
- 飲食物を取り扱う事業者との連携
- 物流機能等の維持・早期再開

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①食料等の供給体制の確保

- ・大規模災害発生時にサプライチェーンを確保するため、事業者に対して、被害の軽減や早期の事業再開への備えとして、事業所等の耐震化や事業継続計画（BCP）の策定等の防災対策の啓発に努めます。
- ・農業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となるながの農業協同組合等と連携し、対策を促進します。

②市民の食料備蓄の促進

- ・ホームページや広報紙、防災学習や各種防災イベントなどの機会を通じ、食料等の家庭備蓄を市民に呼びかけます。
- ・家庭における備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めます。

③飲食物を取り扱う事業者との連携

- ・水やその他の飲食物を取り扱う市内の事業者と災害時に備えて協定を締結するなど連携し、飲食物の円滑な配送を検討します。

④物流機能等の維持・早期再開

- ・国・県と連携し物資輸送のための緊急輸送路の確保について、早期事業再開を図る協力体制を整えます。
- ・物資の輸送ルート及び被災時の代替ルートを確保するため、国や県、長野県建設業協会飯山支部、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備します。

6 二次的な被害の防止

リスクシナリオ
6-1

ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【脆弱性の評価】

本市には、農業用ため池が 58 箇所あり、そのうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池である防災重点ため池は 31 か所あります。また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第 7 条第 1 項の規定により、民間団体や個人が所有し、決壊等により周辺に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池のうち 30 か所が「特定農業用ため池」に指定されています。

本市では、市では、ため池が決壊する恐れがある場合、またはため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難するための参考資料として、防災重点ため池 20 か所に「ため池ハザードマップ」を作成しています。

また、本市と野沢温泉村との境には信濃川水系千曲川に建設された西大滝ダムがあります。

ため池については、大規模地震に耐えられるよう管理・点検を行い、防災対策を図る必要があります。また、大規模地震等による深層崩壊等が発生し、天然ダム等が形成される危険もあることから、避難情報を提供する体制を整備する必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○ため池等農業用水利施設の整備
が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①ため池等農業用水利施設の整備

- ・大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ため池は、定期的な点検を行い、必要に応じて耐震対策や洪水対策等を図ります。
- ・ため池が決壊した場合に下流に居住する市民の安全を確保するため、ハザードマップを周知します。
- ・大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべり等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、危険区域に居住する市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備します。

【脆弱性の評価】

本市の耕地面積は、平成2年度において3,340ha、田耕地面積は1,840ha、畑耕地面積1,500haとなっていますが、農村地域は高齢化、後継者・担い手不足に加え、耕作条件が厳しい中山間地域を中心に耕作放棄地が増加しています。

耕作放棄地の増大は、農地荒廃による治水・砂防機能の低下など多くの問題を引き起こすことから、災害が発生した場合に早急な復興が可能となるよう、農地及び農業関連施設の保全管理を強化する必要があります。

また、農地や農業用施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める必要があります。

本市では、原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する農業保険（農業共済）への加入を促進していますが、未加入の農業者もあり、その加入を促す必要があります。

本市の林野面積は12,470haとなっていますが、農地や里山の水源涵養機能を十分に果たしています。

しかし、森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクが高まることから、森林の適正な管理・保全を図るため、山地災害防止対策を着実に進める必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 農地の適切な保全管理
- 農業保険への加入促進
- 森林の多面的機能の維持

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①農地の適切な保全管理

- ・地域の実情に即した用排水施設、農業用施設の耐震診断・耐震化対策、ほ場整備、農村環境整備など、農地保全整備を推進します。
- ・農地・農道・農業用水路等の地域資源の適切な保全管理を進めます。
- ・耕作放棄地の対策及び担い手不足の解消に向けた施策を進め、農地・農業・農村の持つ防災、環境・生態系の保全、景観形成、文化伝承など多面的機能の保全を図ります。

②農業保険への加入促進

- ・農業共済組合との連携により、農業保険（農業共済）の周知の強化と加入を促進します。

③森林の多面的機能の維持

- ・森林の荒廃等による崩壊や土砂災害の危険性の高い地域において、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を進めます。
- ・森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や森林環境教育を推進します。

【脆弱性の評価】

本市は、豊かな自然環境・地域資源が併存する都市としての特色・魅力を生かしながら、住む人も訪れる人もその良さが実感できる飯山づくりを進めてきました。近年では、国内外の観光客に対する情報発信と情報提供、信越自然郷ならではの魅力ある観光資源や体験・交流型の要素を活用した滞在型旅行商品の提案及び宣伝企画を推進し、観光交流人口の増加を目指しています。

また、本市の農業は、米作の他、花、野菜、きのこの栽培が中心で、地域の水環境保全に努め、自然豊かな農業環境を維持し、安心安全な農産物の安定生産を進めており、都市や消費者との交流、6次産業化などによる地域農業の価値向上を進めています。

しかし、災害が発生することにより消費者の過剰反応などの風評被害等が発生し、地域経済に多大な損害を与えることから、正しく、また必要な情報を、県や周辺市町村等と連携し、適切な媒体により迅速かつ的確に発信する必要があります。

なお、本市にとって寡雪は、スキー産業をはじめとした観光事業者や除雪事業者にとって、災害と同じく地域経済に及ぼす影響は大きいことから、その影響を受けた事業者の経費負担の軽減を図るため、経済的支援をはじめとした必要な対策を検討します。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○風評被害の防止
が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①風評被害の防止

- ・災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等との連携により正確な情報収集と提供方策を検討します。
- ・風評被害や信用不安払拭のため、適切かつ積極的な広報活動を実施します。
- ・地域農産物の風評被害対策を、県や周辺市町村とともに検討します。

【脆弱性の評価】

本市には、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所（指定緊急避難場所、災害対策基本法第49条の4）は令和2年8月1日現在で55箇所あり、収容可能人数は、屋内9,765人、屋外56,250人、合計66,015人となっています。

また、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所（指定避難所、災害対策基本法第49条の7）は、一部指定緊急避難所を兼ねていますが、令和2年8月1日現在で49箇所あり、収容可能人数は屋内21,606人となっています。

これらの避難所は、飯山市洪水・土砂災害ハザードマップにも掲載されており、市民一人ひとりが自宅から避難場所までの経路や家族の連絡先などを確認しておく必要があります。

また、災害発生時に多くの市民が一度に集まる避難所は、思わぬ混乱や衛生環境の問題等が発生することが想定されますが、災害時の避難所運営がスムーズに進められる取り決めやマニュアル等を定めるとともに、市民に周知することが必要となっています。

併せて、避難者の健康管理が十分できる対策を立てるとともに、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮を行えるよう、その対策を検討する必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 避難所運営体制の充実（再掲）
- 避難者の健康管理体制の充実
- 要配慮者への対応の充実

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①避難所運営体制の充実

- ・被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整に努め、医療支援の要請を進めます。
- ・被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を検討します。
- ・医療、保健、福祉関係者の資格保持者の登録をはじめ、災害時における社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援、避難所の運営人材確保・育成などを進めます。
- ・要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所において、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により実施体制の整備を進めます。
- ・国・県・関係団体と連携を図り、医療・福祉等の専門的知識を有する人材の確保・支援体制強化に努めます。

②避難者の健康管理体制の充実

- ・被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整に努め、医療支援の要請を進めます。
- ・必要な保健師等の派遣が行えるよう県と連携し、避難者の感染防止や心身の健康支援を行える体制を充実します。
- ・避難所生活が長引く場合、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されることから、避難者の健康状態の悪化を防止する対策を整えます。

③要配慮者への対応の充実

- ・要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所においては、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により実施体制の整備を進めます。
- ・要配慮者が災害時に適正な避難生活を送ることができるよう、対応を検討し体制を整えます。
- ・必要な保健師等の派遣が行えるよう県と連携し、避難者の感染防止や心身の健康支援を行える体制を充実します。

7 元的生活へ

リスクシナリオ 7-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

大規模災害に伴い大量に発生する災害廃棄物は、適切な対応をしないと復旧・復興の大きな妨げとなることから、災害廃棄物を処理する手段を明確にする必要があります。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、災害廃棄物処理体制の構築が必要であるほか、廃棄物処理施設の確保も必要です。

さらに、大規模災害時には大量のがれき・土砂等が発生することが予測されるため、広域支援体制の構築も必要です。

なお、本市の地域防災計画において災害廃棄物の処理方針は示されていますが、災害廃棄物の発生量の推計や、それに対応した仮置場の設定等を明確にする必要があることから、災害廃棄物処理計画の策定が求められます。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を回避するため、

- 被災状況の迅速な把握
- 災害廃棄物処理体制の構築
- 災害廃棄物処理計画の策定

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①被災状況の迅速な把握

- ・大規模災害時に発生する建物や土木施設等の被災状況を早急に把握するための、人的資源の確保を検討します。

②災害廃棄物処理体制の充実

- ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向け、処理体制を構築するとともに、処理体制の充実・強化を図るため、適宜、取組内容を点検します。
- ・本市の災害廃棄物処理体制がより実効性を有するよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等に参加し、担当職員のスキルアップを図ります。
- ・他自治体とも広域的な連携が可能となるよう、自治体間の連携強化を図ります。

③災害廃棄物処理計画の策定

- ・災害廃棄物の迅速な処理に向け、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図ります。

【脆弱性の評価】

本市の主要幹線道路や幹線道路は、発送後、緊急輸送道路として早急な通行が可能となるよう対応が必要であるとともに、市民が居住する地域への通行も早期に可能になることが必要です。

そのため、道路閉塞の要因となる、沿道建築物の被災が最小限にとどまることが必要であり、その所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、指導等を行う必要があります。

そして、災害対応の優先度に応じて、効率的に道路を啓開するとともに、その推進体制の整備も必要であり、併せて、道路啓開後の、緊急車両等の通行経路を確保する、広域的な交通規制計画について、実効性の向上を図る必要があります。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

- 道路沿道建築物の倒壊予防の推進
- 早急な道路啓開作業の推進
- 緊急輸送道路の適切な運用

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①道路沿道建築物の倒壊予防の推進

- ・建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行います。
- ・沿道、建築物の安全性を向上させるため、倒壊・焼失の可能性が高い老朽建築物の更新を促進します。

②早急な道路啓開作業の推進

- ・道路の啓開作業を進める事業者との連携方策について検討します。
- ・道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進めます。

③緊急輸送道路の適切な運用

- ・速やかに緊急車両等の通行経路を確保する広域的な交通規制について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図ります。
- ・災害による道路の不通を想定した訓練を定期的に行い、災害対応の優先度に応じて効率的に道路啓開を行う体制を整備します。

【脆弱性の評価】

災害復旧・復興を迅速に取り組むために、被災者には様々な生活支援が必要となる中、生活再建の第一歩は住宅であることから、被災者が住宅を再建するまでの仮設住宅を確保できるよう対応を検討する必要があります。

また、プレハブ・ユニットハウス事業者との災害協定を結ぶことにより、仮設住宅を早急に確保する対応が必要です。

仮設住宅だけでなく、商業者や事業者が事業を継続できるための対策を検討する必要もあります。

住宅の再建には罹災証明書の発行が必要であり、そのためには被災した家屋の現地調査が必要であることから、人員の確保を図る必要がありますが、限られた職員だけでは対応の遅れが想定されることから、他自治体職員の応援等も必要であり、その対策も必要です。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○仮設住宅・仮店舗・仮事業所用の用地の確保

○調査員の確保と罹災証明書の迅速な発行

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①仮設住宅・仮店舗・仮事業所用の用地の確保

- ・災害時に仮設住宅地等として活用を予定されている用地を確保します。
- ・仮設住宅建設候補地において、災害発生時にスムーズに利用できるよう事前協議を行うとともに、県有地・国有地の検討・協議を進め、建設候補地台帳を整備します。
- ・被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備します。

②調査員の確保と罹災証明書の迅速な発行

- ・県及び市町村が連携して罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成を行い、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築します。
- ・被災から速やかに生活が再建できるよう、被災時の国・県税の特例措置の広報、市による税の減免や補助・助成金を適切に実施する体制を整備します。

【脆弱性の評価】

災害時には、地域と行政のより一層の連携が大切であり、「自分たちのまちは自分たちで守る」といった防災意識を共有し、自主防災組織等を組織するなど、日頃から地域で防災意識を高める必要があります。

そのため本市では、緊急時において自主防災組織等が迅速かつ適確に活動を行うための防災訓練の実施や、防災用品を購入するために要する経費に対して、飯山市自主防災組織等活動支援金を交付しており、災害時において地域コミュニティの力が発揮されるよう支援をしています。

また、避難生活が長引くことにより、地域コミュニティも崩壊しやすくなることから、職員だけでなく、日頃から自主防災アドバイザーの育成に努め、地域ごとの自主防災組織を強固にする活動を展開することが必要です。

以上を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を避けるため、

○自主防災組織の積極的な組織化による地域コミュニティの強化

○自主防災アドバイザーの育成

が必要です。

【リスクシナリオへの対応と推進方針】

①自主防災組織の積極的な組織化による地域コミュニティの強化

- ・飯山市自主防災組織等活動支援金の周知を図るとともに、防災訓練の実施や、防災用品の購入を促進します。

②自主防災アドバイザーの育成

- ・県の出前講座や自主防災組織リーダー研修等への積極的参加を促し、地域の防災の中心となる人材の育成に努めます。
- ・地区（地域）毎の復興のロードマップを描き、地区（地域）の円滑かつ迅速な復興を図ります。

第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

1 本計画の進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとし、進捗状況の把握については総合計画や関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施します。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

本市だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

2 他の計画等の見直し

本計画は、本市の地域強靱化の観点から、本市における総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針であり、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

飯山市国土強靱化地域計画

令和３年度～令和７年度

飯山市総務部企画財政課企画調整係
令和３年３月策定